

労農連帯を一層強め、三里塚・ジェット闘争を貫徹しよう！

労働協約締結さる！

全組合員のみなさん！
われわれは、十月八日、
動労「本部」反動集団に
よるなりふりかまわぬ妨
害、国鉄当局の引き延ば
し策動を粉碎し、「団体
交渉に関する協約」の締
結調印を勝ちとりました。
これは、動労千葉組織
破壊のため、唯一最後に
残された「団体交渉権も
ない動労千葉」なるデマ
宣伝を、協約締結という
実をもって粉碎したのだ
です。
全組合員のみなさん！
動労千葉は、三月三十
日結成、六月十五日公労
委認知、そして今回の「
団体交渉に関する協約」
締結をもって万全な組織
体制を確立したのです。
この労働協約・協定の
締結をもって、今まで以
上の体制をもって組合員
の利益を守り、発展させ
るために奮闘する決意で
あります。

十月八日、「協約調印」が行なわれた。
出席者は、動労千葉より関川委員長、西森副委員長、
中野書記長、山口交渉部長、水野組織部長、関総務部
長、国鉄当局側からは、秋山千鉄
局長、藤田総務部長、進士運転部
長、伊藤労働課長、伊藤運転部総
務課長が出席した。



団体交渉に関する協約

第1条 日本国有鉄道と国鉄千葉動力車労働組合との団体交渉に
ついては、千葉鉄道管理局において行う。

第2条 前条にかかわらず、事案の解決のために必要な場合は、
本社権限事項について、国鉄本社と国鉄千葉動力車労働組合と
の間で団体交渉を行う。

第3条 前条により、国鉄本社と国鉄千葉動力車労働組合との間
で団体交渉を行う場合は、次により行う。

- (1) 交渉委員の数は、各側9名とする。
- (2) 交渉委員の任期は、原則として1年とする。ただし、中途
で交渉委員を変更した場合の任期は、前交渉委員の任期の残
存期間とする。
- (3) 国鉄本社及び国鉄千葉動力車労働組合は、交渉委員を指名
したときは、その名簿を相手方に示さなければならない。
これを変更した場合も、同様とする。
- (4) 団体交渉を行うときは、あらかじめ交渉に関する事項を相
手方に示さなければならない。
- (5) 団体交渉は、協約により公開しないことができる。

第4条 この協約の有効期間は、昭和54年11月30日までと
する。ただし、有効期間中に改正についての意見の一致をみた
ものは、そのつど改正する。

昭和54年9月26日

日本国有鉄道総裁 高木文夫



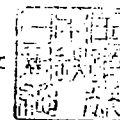
国鉄千葉動力車労働組合執行委員長 関川



収第405号の2
昭和54年10月1日

国鉄千葉動力車労働組合
執行委員長 関川 幸 殿

日本国有鉄道
総裁 高木 文



団体交渉及び労働協約締結等の代行について

日本国有鉄道と国鉄千葉動力車労働組合との間における団体交
渉及び労働協約の締結に関する事項は、別紙のとおり、千葉鉄道
管理局長に代行させることとしたので通知する。

日
動
労
千
葉

79.10.9

No. 243

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二五八〇九・（公衆）四三二二七二〇七

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！